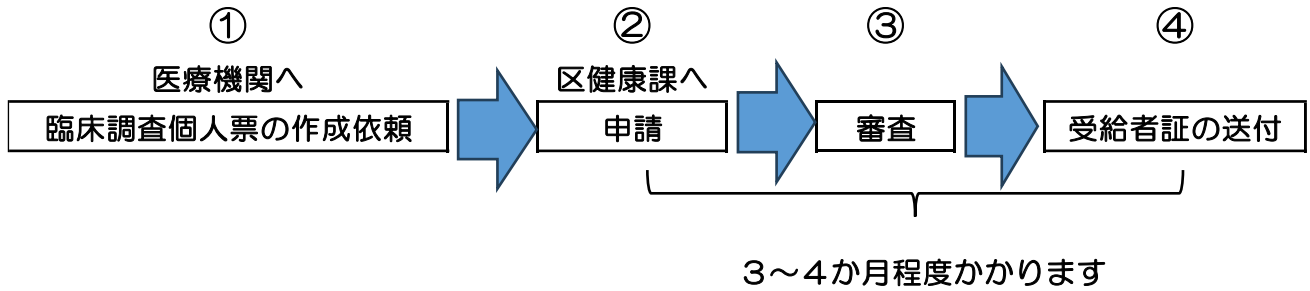


特定医療費（指定難病）受給者証 更新手続きの流れ

詳細は同封の No.2 「特定医療費（指定難病）受給者証更新手続きのご案内」をご確認ください



①臨床調査個人票の作成依頼

難病指定医または協力医に臨床調査個人票を作成してもらってください。

※作成までに時間がかかる場合がありますので、お早目に依頼してください。

※受診の時は同封の No.3 「臨床調査個人票の紙様式の送付の取りやめについて」（水色）とお手持ちの 特定医療費（指定難病）受給者証（オレンジ色）を提示してください。

※直近の申請時に提出した臨床調査個人票の記載年月日が、更新申請日から遡って6か月以内の場合は、提出を省略できます。

②申請

お住まいの区保健福祉センターの健康課に更新申請をしてください。

【受付期間】

令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）

【提出書類】

- ・①で作成した臨床調査個人票
- ・同封の No.4 「特定医療費（指定難病）支給認定申請（届出）書」
- ・同封の No.2 「特定医療費（指定難病）受給者証更新手続きのご案内」 4 ページの必要書類チェックシートに記載のもの

③審査

千葉市難病審査会で臨床調査個人票の内容を審査します。

また、課税状況・保険資格等について確認し、自己負担上限額等を決定します。

④受給者証の送付

ご住所または希望する送付先に年内に発送します。

受付期間を過ぎてしまった場合

【令和8年10月1日（木）～令和8年12月28日（月）に申請した場合】

受給者証の発送は1月以降になります。

【令和9年1月以降に申請した場合】

新規申請の扱いとなり、有効期間開始日が令和9年1月1日とならない可能性があります。

送付物（提出先）一覧

No.	名称	提出先
1	特定医療費（指定難病）受給者証更新手続きの流れ ／送付物（提出先）一覧	提出不要
2	特定医療費（指定難病）受給者証更新手続きの ご案内	提出不要
3	臨床調査個人票の紙様式の送付の取りやめについ て（水色） ※お手持ちの受給者証（オレンジ）と一緒に医療機 関に提示してください。	医療機関
4	特定医療費（指定難病）支給認定申請（届出）書 ※No.2「特定医療費（指定難病）受給者証更新手続きのご案内」4ページの必要書類チェックシートに記載のものも窓口に持参してください。	区健康課の窓口
5	記載要領	提出不要
6	療養生活のおたすね(更新)	(必要な場合) 区健康課の窓口
7	医療費申告書	(必要な場合) 区健康課の窓口
8	臨床調査個人票の研究利用に関するご説明	提出不要